

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当技幹	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村	山口	志村	起案	24・2・1
						決裁	24・2・1
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 2 回 シンボル事業②推進 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 5 回 シンボル事業②調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 24 年 2 月 1 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 1 時 55 分	
開催場所	議会第 5 会議室	
出席者	政策部長(チームリーダー)	くらし安心部長
	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	地域福祉課課長補佐(地域福祉担当)
	戸籍住民課主査(総合窓口担当)	情報システム課主任主事(情報システム担当)
	事務局	公共施設再配置推進課課長補佐(公共施設再配置推進担当)
	公共施設再配置推進課施設保全調整担当技幹	
議 題	1 シンボル事業関連予算要求の内容について	
	2 地方公共団体の事務を取り扱う郵便局の指定に関する議案について	
	3 今後のスケジュールと各課の対応の確認について	
	4 その他	
配付資料	資料 1 シンボル事業関連予算の要求内容について	
	資料 2 郵便局開局までのスケジュール案	
会 議 結 果		
① 電気料が増えると思うが、歳出予算への計上は。		
⇒ 現段階で共益費として計上しているものは、トイレなどの共用部分にかかる光熱水費なので、歳出は、あえて予算計上するまでもないだろうという考えである。現段階では、郵便局開局に伴い追加する設備の内容等についての詳細が明らかになっていないので、それ以上は計上していない。 郵便局が別個に支払えれば一番よいのだが、東電には一施設一メーターの原則があるので、設備等の内容が明らかになった時点で、既存の予算の枠内で対応可能か否か、補正等を行う必要があるのかを検討することとしたい。 なお、財源は、電気料の実使用分として共益費以外に雑入で歳入するので心配はない。		
② 基金への積立てについては、初年度だけは賃貸料収入から証明書発行業務にかかる臨時的経費を差し引いたものになるが、翌年度以降は、差し引かないで賃貸料収入を積み立てることになる。		
③ 地方公共団体の事務を取り扱う郵便局の指定に関する議案については、当初関連予算を計上する 3 月議会への提案を考えていた。 しかし、賃貸条件の交渉が長引いていることにより、議案提出までに新たに開設する局の名称等が決まらないこと。また、「郵便局との協議が整ってから、議決を受ける」という法律の規定があるが、「協議が整う」という部分については、「協定書の締結後」と解釈することが妥当であると考えたことから、予定を先送りして、6 月議会に提案することとする。		
④ 郵便局(株)との賃貸条件の交渉が長引いているために、全体的にスケジュールが後送りになるが、できるだけ、その期間は短くなるように努力をしたい。		

⑤ 協定書と契約書の違いは何か。

⇒ 協定書は、証明書等の発行業務の内容に関して交わすものである。どの証明書をどのような方法で発行し、手数料はいくら払うというような事務処理上の取り決めをするものである。

これに対して契約書は、保健福祉センターの建物賃貸借契約である。どの部分について、どれだけの面積で、いつまで、いくらで貸すということが規定される。

⑥ 協定や契約の相手方は、あくまでも、郵便局(株)であり、郵便局長ではない。また、誰が経営するのかについても、今後、郵便局(株)が決めることとなる。

備考	
----	--